

## 福山市成果連動型介護予防プロジェクト業務に関するプロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

介護給付費が増加し続けていることに加え、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者になることに伴う急速な高齢化の進行、本市の要介護（要支援）認定者の割合が国・県平均より多いことなどから、これまで以上に効果的な介護予防施策を行う必要がある。こうした状況において、官民連携の仕組みの一つである P F S（成果連動型民間委託契約方式）の手法を活用し、フレイル予防の要素に基づく、これまでとは異なる介護予防の取り組みを行うことで、新たな参加者を掘り起こし、健康寿命の延伸に取り組み、介護給付費の適正化を図ることを目的とする。

なお、本事業は P F S（成果連動型民間委託契約方式）の手法を活用して成果に応じて対価を支払う。

### 2 業務概要

(1) 業務名：福山市成果連動型介護予防プロジェクト業務

(2) 業務場所：福山市内

(3) 業務内容：本事業は、介護認定のない高齢者を対象に、身体活動、社会参加、食生活・口腔機能のフレイル予防要素に基づく介護予防プログラムを実施することで、介護予防につながる行動変容を促進し、自身で介護予防に取り組むきっかけを作ることを目的として実施するものである。なお、事業実施に当たっては、活動メニューの固定化や無関心層への周知、活動場所の確保、担い手不足等の社会的課題の解決を図り、P F S（成果連動型民間委託契約方式）の手法を活用して成果に応じて対価を支払う。

詳細は別紙のとおり。

(4) 業務履行期間：契約締結の日から 2028 年（令和 10 年）3 月 31 日まで

### 3 委託費（見積限度額）

(1) 委託費（見積限度額）

委託費の上限は 64,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

〈内訳〉事業費：60,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

プロモーション費：4,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(2) 参考見積書

参考見積書は、事業費、プロモーション費に分け提出すること。

また、参考見積書の金額が事業費及びプロモーション費の限度額を超過した場合は失格とする。

### 4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有す

る業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

## 5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市内に本店又は支店を有する者。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号及び第 6 号に規定しない者であること。

## 6 参加申込の手続等

- (1) 担当部局：福山市保健福祉局長寿社会応援部高齢者支援課

福山市東桜町 3 番 5 号

TEL 084-928-1189

E-mail：[koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp)

- (2) 選考スケジュール

公 告	2024 年（令和 6 年）3 月 22 日（金）
実施要領等の配付期間	2024 年（令和 6 年）3 月 22 日（金）から 同年 4 月 12 日（金）まで
質問書受付期間	2024 年（令和 6 年）3 月 22 日（金）から 同年 4 月 2 日（火）午後 5 時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2024 年（令和 6 年）4 月 5 日（金） 市ホームページに掲載します。
参加申込書の受付期間	2024 年（令和 6 年）4 月 5 日（金）から 同年 4 月 12 日（金）午後 5 時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2024 年（令和 6 年）4 月 15 日（月）
企画提案書の受付期間	2024 年（令和 6 年）4 月 16 日（火）から 同年 5 月 13 日（月）午後 5 時まで
プレゼンテーション（ヒアリング）の実施	2024 年（令和 6 年）5 月中旬
企画提案書の選定通知	2024 年（令和 6 年）5 月下旬

- (3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2024年（令和6年）3月22日（金）から同年4月12日（金）

イ 配付場所

(1)に同じ。

※ 福山市ホームページからもダウンロードできます。

[\(https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/koreisha/\)](https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/koreisha/)

## 7 参加申込書の作成等

(1)受付期間 2024年（令和6年）4月5日（金）から同年4月12日（金）午後5時まで（郵送の場合は4月12日（金） 午後5時必着）

(2)提出場所 6(1)の担当課に同じ

(3)提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

郵送提出の場合は、「簡易書留」又は「特定記録」郵便で提出すること。

(4)提出書類及び部数 次のア～コの書類を作成し、各1部を提出してください。

（イ、エ、オ及びカについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。）

ア 参加申込書（様式1）

イ 商業登記簿謄本（写しでも可）

ウ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）

エ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式2）を提出すること。）

オ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納の税額がないこと用））

カ 印鑑証明書（原本）

キ 使用印鑑届（様式3）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

ク 委任状（様式4）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）

ケ 誓約書（様式5）

## 8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行います。

(1) 参加資格確認結果の通知 2024年（令和6年）4月15日（月）

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知します。

(2) 参加資格確認結果の公表 参加資格確認結果については契約締結後、福山市ホームページ

に公表します。

(3) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行います。

## 9 企画提案書の作成等

(1) 企画提案書は「福山市成果連動型介護予防プロジェクト業務評価基準及び企画提案書記載事項」2 企画提案書記載事項に基づき、任意様式にてA4 用紙 20 ページ以内で作成すること。

(2) 受付期間 2024 年（令和 6 年）4 月 16 日（火）から同年 5 月 13 日（月）午後 5 時まで（郵送の場合は 5 月 13 日（月）午後 5 時必着）

(3) 提出場所 6 (1) の担当課に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日）を定める条例（平成元年条例第 29 号）第 1 条に規定する市の休日）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

郵送提出の場合は、「簡易書留」又は「特定記録」郵便で提出すること。

(5) 提出書類及び部数

- ・見積書 各 1 部
- ・企画提案書 正本 1 部、副本 8 部

## 10 企画提案書の評価及び評価基準

9 で提出された企画提案書をもとに福山市成果連動型介護予防プロジェクト業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行います。

(1) プレゼンテーションの実施

ア 日時 2024 年（令和 6 年）5 月中旬

イ プレゼンテーションの日時、方法等は参加資格の確認結果通知時に別途通知する。

(2) 評価基準・評価項目：別紙評価基準書のとおり

なお、評価の結果、合計点が 60 点未満の者の提案は不採用とする。

(3) 受注候補者の特定 評価委員会における評価が最も高い者を市長が本業務の受注候補者として特定します。

(4) 評価結果・選定結果の通知

2024 年（令和 6 年）5 月下旬

企画提案書の提出者全員に評価結果・選定結果を通知します。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではありません。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行います。

(5) 評価結果の公表 評価結果については契約締結後に福山市ホームページに公表します。

(6) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して14日以内に書面（様式は任意）により、市長に対して非選定理由の説明を求めることができます。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行います。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

(ア) 6(1)の担当課に同じ

(イ) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(7) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
- ・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。

(8) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、見積書（事業費）の金額の低い者を受注候補者に決定します。

## 1.1 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限りません。

## 1.2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費（見積限度額）を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

## 1.3 その他の留意事項

(1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとします。

(2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとします。

- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなします。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションに要する費用等は、全て参加者の負担とします。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しません。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできません。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めません。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出してください。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとします。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとします。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとします。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとします。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。